

令和7年度 入園のしおり

《重要事項説明書》



鏡野町立芳野こども園

TEL 0868 (54) 0482

FAX 0868 (54) 0486

この冊子は園の基本理念や園生活を送るうえでの大切な約束をまとめたものです。必ず目を通していただき、1年間大切に保管してください。

※必要に応じて内容をご確認ください。

もくじ

ページ

- 1…もくじ
 - 2…概況
 - 3…施設設備の概況・配置図
 - 4…令和7年度入園申し込み状況・こども園の生活
 - 5…令和7年度 芳野こども園運営方針
 - 6…保育教育計画（年間）、開園時間について
 - 7…登園、降園時間、休日について
 - 延長保育、土曜日保育について、送迎について
 - 8…送迎される際のお願い、登園後の過ごし方について、降園前の過ごし方について
 - 9…登園の停止について、薬の服用について、健康診断について、身体計測について
 - 10…給食について、非常災害時の対策・防犯対策
 - 11…災害発生時における臨時休園等について、人権擁護、児童虐待防止のための措置
 - 個人情報について、園の管理下における負傷について、苦情申し出窓口
 - 入園後の家庭状況や勤務状況の変動について、退園について
 - 12…一時預かりについて、保育料について、給食費について
 - 13…集金について、写真購入について、絵本購入について、教材費について、
 - その他の集金、服装・持ち物について、誕生ブックについて
 - 14…絵本の貸し出しについて、入園の心得、健康な園生活を送るために
 - 15…《資料1》「家庭ふれあいの日」の実施について
 - 16…土曜保育の利用について
 - 17…《資料2》延長保育について
 - 18…《資料3》園周辺の道路通行上のお願い
 - 19…《資料4》主な感染症
 - 20…《資料5》子どもの病気
 - 21、22…《資料6》警報等発表時の保育受け入れ判断の目安
 - 23、24…《資料7》日本スポーツ振興センター災害共済について
 - 25…日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について
 - 26…《資料8》一時預かり保育をご利用の保護者様へ
 - 27…《資料9》幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付認定申請書について
 - 28…《資料10》薬服用依頼連絡票
- 【入園までの準備について】

概 況

名 称 鏡野町立芳野こども園

所 在 地 岡山県苫田郡鏡野町古川474-1番地
電話・fax ☎ (0868) 54-0482 fax (0868) 54-0486

経営主体 鏡野町

設 立 昭和24年6月1日 芳野村保育所
昭和27年11月 鏡野町立芳野保育所
昭和56年5月1日 改築
平成15年10月 改修
平成17年3月 鏡野町立芳野保育園に改称
平成25年4月1日 鏡野町立認定こども園芳野保育園
平成29年4月1日 鏡野町立芳野こども園に改称

認可年月日 昭和25年4月1日

事業目的 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的提供を推進する。
地域において子どもが健やかに育成される環境を整備する。

職員構成 園長1名 園長代理1名 主任2名 保育士9人 看護師2名 栄養士2名
調理員2名 事務員1名 パート保育士12名 保育補助1名
パート調理員1名 パート用務員1名 委託医2名 (令和6年度)

収容対象 生後7か月から就学前児
定 員 170名(保育園部 150名 幼稚園部 20名)

子育て支援事業 一時預かり保育 園庭開放

こども園の主な行事

4月 入園式、家庭訪問、歓迎会、保護者会総会	10月 十五夜、稲刈り、秋の遠足、秋祭り、津山遠足(ばら)
5月 春の遠足(お弁当の日)、かぼちゃの苗植え、不審者対応訓練	11月 防火パレード、七五三詣り
6月 水遊び、田植え、交通安全教室、緊急時引き渡し訓練、プール開き	12月 生活発表会(3上)、クリスマス会、お飾り作り
7月 セタ会、カレーパーティー、クラス懇談(3未)、個人懇談(希望者)オープン参観	1月 とんど、個人懇談(ばら)
8月 夏祭り、プール納め	2月 豆まき集会、作品展、保護者会総会、入園説明会
9月 十五夜、運動会	3月 ひなまつり会、お別れ会、卒園式

【毎月の行事】 誕生会、身体計測、避難消火訓練、安全指導、食育指導

【その他の行事】 なかよしデー(異年齢の友達との交流) 英語で遊ぼう(5歳児)

図書館へ行こう(5歳児) わらべうたで遊ぼう(3未児)

地域との交流 老人クラブ芳寿会、かがみの園、福祉センター、福福、JA 青年部、
町内こども園・保育園・幼稚園

関連機関との連携 教育委員会、子育て支援課、鏡野町保健師、児童相談所、南小学校、
芳野公民館、南小学校、芳野公民館、嘱託医、その他
発達支援コーディネーター(心理士、理学療法士、SSW)

保護者会活動 年会費5,000円(前期、後期に分けて集金) 研修会、夏祭り、運動会、
秋祭り、クリスマス会、講演会、ひなまつり

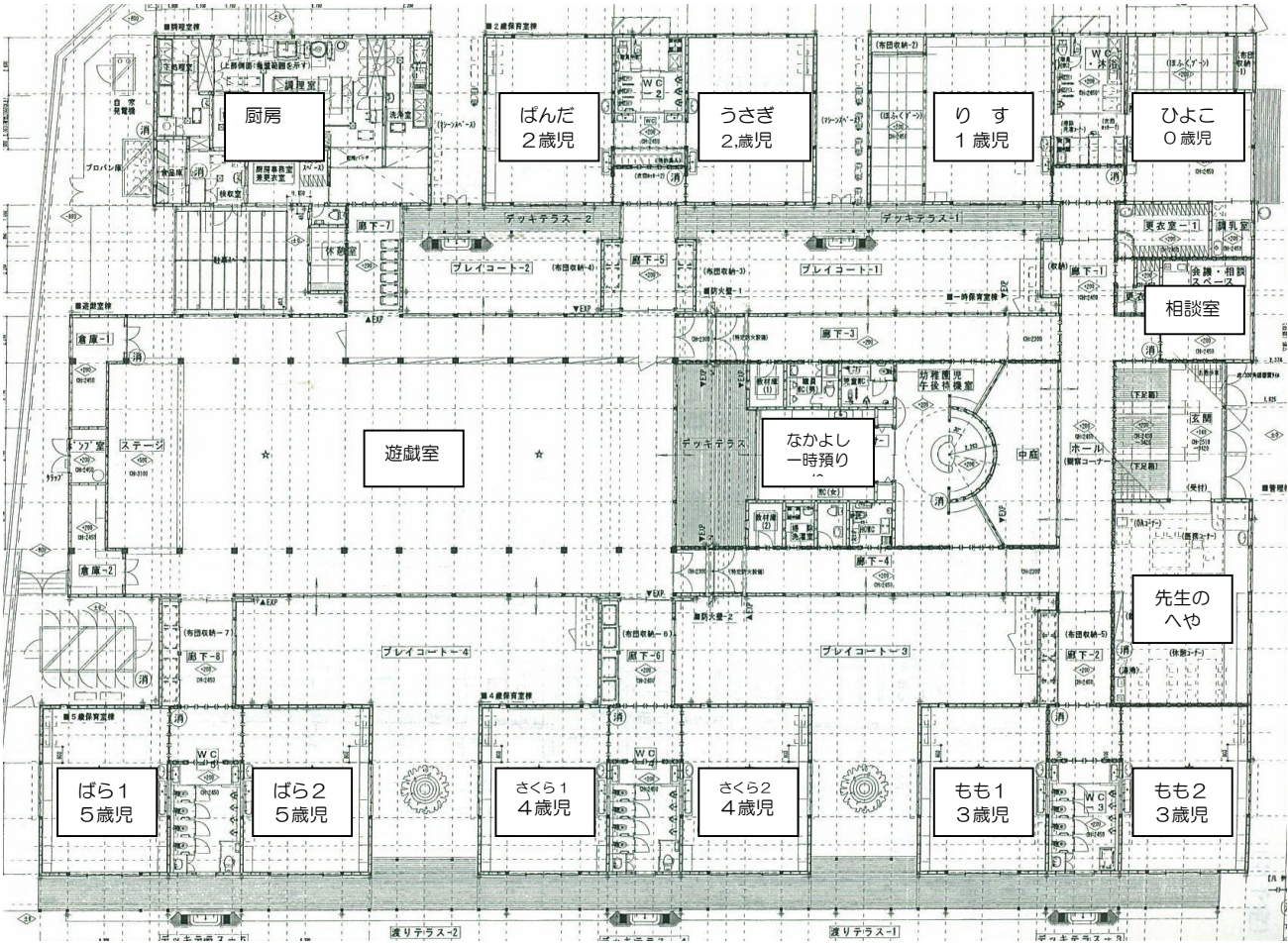
ももたろうクラブ 交通安全活動

施設設備の概況

敷地面積	8, 317. 85㎡		
園 舎	構 造	木造 平屋建て 瓦葺	
	延床面積	1, 686. 63㎡	
施設設備の数と面	乳児室	1室	43. 75㎡
	ほふく室	2室	30. 37㎡
	保育室	9室	478. 7㎡
	遊戯室	1室	372. 6㎡
	医務室	1室	3. 5㎡
	調理室	1室	123. 9㎡
	せんせいのへや	1室	63. 33㎡
	一時保育室	1室	24. 3㎡
	絵本コーナー・午後待機室	1室	32. 24㎡
	会議室・相談スペース	1室	22. 28㎡
	便 所	10か所	134. 04㎡
	プール	1か所	約4m×約9m
設備の種類	冷暖房		
屋外遊技場（園庭）	6, 396㎡		

こども園配置図

(令和 7 年度予定) R7.2.20現在



令和 7 年度 入園園児数

(令和 7 年 2 月 2 0 日現在) 途中入園児含む

年齢		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
組名		ひよこ	りす	うさぎ ぱんだ	もも1 もも2	さくら1 さくら2	ばら1 ばら2	
クラス数		1	1	2	2	2	2	10
園児数	保育園 部	4名	14名	21名	29名	25名	30名	123名
	幼稚園 部				1名	3名	1名	5名
	合計	4名	14名	21名	30名	28名	31名	128名

こども園の生活（1 日の流れ）

時 間	3 歳未満児	時 間	3 歳以上児	
			保育園部	幼稚園部
7:15	開 園 ◇登園する（標準時間） ・朝の検診 ・身の回りの始末 ・好きな遊び	7:15	開 園 ◇登園する（標準時間） ・朝の検診 ・身の回りの始末 ・好きな遊び	◇登園する ・朝の検診 ・身の回りの始末 ◇教育・保育計画による遊び ・室内、屋外、園外 ◇給食 ・排泄、手洗い ◇降園 ・終わりの会 ・降園（13：30）
8:00	◇登園する（短時間）	8:00	◇登園する（短時間）	
9:00	◇おやつ ・排泄、手洗い ◇教育・保育計画による遊び ・室内、屋外、園外	8:30 9:00		
11:10	◇給食 ・排泄、手洗い	9:45	◇教育・保育計画による遊び ・室内、屋外、園外	
12:30	◇午睡 ・午睡準備	11:30	◇給食 ・排泄、手洗い	
		12:45	◇午睡 ・午睡準備	
14:20	◇目覚め ・排泄、手洗い	14:20	◇目覚め ・排泄、手洗い	
14:50	◇おやつ ◇降園準備 ・持ち物の始末	14:50	◇おやつ ◇降園準備 ・持ち物の始末	
15:30	◇降園する ・好きな遊び ・順次降園	15:30	◇降園する ・好きな遊び ・順次降園	
16:00	◇延長保育（短時間）	16:00	◇延長保育（短時間）	
18:15	◇延長保育（標準時間）	18:15	◇延長保育（標準時間）	
19:00	閉 園	19:00	閉 園	

保 育 目 標

豊かな心と健やかな体を育み いきいきと遊ぶ子どもの育成

めざす子ども像

- ・思いやりのあるやさしい子ども
- ・基本的生活習慣が身につく健康な子ども
- ・友達と意欲的に楽しく遊ぶ子ども
- ・きまりや約束を守り生活をする子ども
- ・自分で考え最後までがんばる子ども
- ・自然や地域に親しみ興味や関心を持つ子ども

めざすこども園

- ・一人一人を大切に、子どもの良さを助長しながら個々への指導を行い、
自主自立及び温かい人間関係を育む。
- ・人との関わりの中で、規範意識の芽生えを培う。
- ・鏡野町の恵まれた自然を生かし、五感を通した自然体験や社会体験を積み重ね、
感性豊かな心や、人と関わる力を育てる。
- ・幼児の発達の連続性を考慮し、小学校への円滑な接続や家庭・地域との連携を深める。

生活指導目標

- ・早寝 早起き 朝ごはんで みんななかよし
～食べて 動いて よく寝よう～

年間重点目標

- ・早寝早起き朝ごはんとは元気なあいさつで、基本的生活習慣を身につけよう
- ・保育者や友達とやり取りを楽しみ、気持ちを通わせよう。
- ・絵本やわらべうたを通して、安心感の中で豊かな心を育もう。
- ・自然の中で思いっきり遊び、感じたことを自分なりに表現しよう。
- ・食に興味や関心をもち、旬の食材に触れるながら食べる意欲を育もう。

保育教育計画（年間）

クラス	保 育 計 画
0 歳児	○保健的で安全な保育環境を整え、快適に生活できるようにする。 ○一人一人の生理的な欲求や依存欲求を満たし、生活の安定と情緒の安定を図る。 ○保育者との安定した関係の中で、離乳完了と歩行の開始、発語の意欲を育てる。 ○保育者との信頼関係を土台にして、人や物との関わりを広げる。
1 歳児	○一人一人の甘えや欲求が十分に満たされるよう、受容と応答的な関わりを大切にし、家庭的な雰囲気と健康的な環境の中で快適な生活ができるようにする。 ○身の回りの様々な物に、好奇心や関心を持ち、生活や遊びを通して体を動かしたり言葉を使ったりすることを楽しむ。 ○「自分で」という気持ちの表れに丁寧に応えてもらいながら、簡単な身の回りのことを自分でしようとする。
2 歳児	○保健的で安全な保育環境の中で、一人一人の子どもの生活リズムを把握し、生理的な欲求や依存欲求を十分満たし、安定した生活ができるようにする。 ○保育者との安定した関係の中で生活に必要な身の回りのことを自分でしようとする。 ○身の回りの物に興味や関心を持ったり、運動する楽しさを味わったりする。 ○様々な経験をする中で、模倣遊びをしたり、言葉のやり取りをしたりして、友達と一緒に遊ぶ楽しさを味わう。 ○生活や遊びの中で自然物や身の回りの物に触れ、探索意欲が十分満たされるようにする。
3 歳児	○保健的で安全な環境をつくり、一人一人の子どもの生理的な欲求を満たし、心の欲求を受け止め、快適に生活できるようにする。 ○健康的な生活をしながら、基本的な習慣を身につけていく。 ○自分の欲求や感じたことを言葉で伝えたり、様々な方法で表現したりする。 ○様々な遊びを通して、生活経験をひろげ、友達との関わりを楽しむ。
4 歳児	○保健的で安全な環境をつくり、一人一人の子どもの生理的な欲求を満たし、快適に生活できるようにする。 ○生活経験を通して、相手の立場を考えたり、認め合ったり、友達との関わりを深める。 ○健康、安全など生活に必要な基本的生活習慣を身につける。 ○身近な環境に関心を持ち、感じたこと、想像したことなどを様々な方法で表現する。
5 歳児	○保健的で安全な環境をつくり、一人一人の子どもの欲求を満たしながら、生命の保持と情緒の安定を図り、快適に生活できるようにする。 ○健康、安全に必要な生活習慣を身につけ、見通しを持って自立的に行動する。 ○園生活を楽しみ、様々な遊びを体験する中で、意欲的に行動し充実感を味わう。 ○友達や周りの人々との関わりの中で、社会生活に必要な習慣や態度を身につける。 ○自然や身近な事象に関心を持ち、豊かな心情や知的好奇心を高める。 ○様々な体験をし、感じたこと、想像したことをいろいろと工夫しながら、意欲的に表現する。

開園時間について

	保育標準時間	保育短時間	幼稚園部
平 日	7：15～19：00	8：00～16：00	8：30～13：30
土曜日	7：15～18：15	8：00～16：00	

登降園時間と保育時間について

- ・認定区分により保育時間が変わっています。

		保育園部		幼稚園部
		標準時間	短時間	
平 日	登園時間	7:15~9:00	8:00~9:00	8:30~9:00
	降園時間	15:30~18:15	15:30~16:00	13:00~13:30
土曜日	登園時間	7:15~9:00	8:00~9:00	
	降園時間	随時~18:15	随時~16:00	

※保育時間は保護者の保育を必要とする状況に応じて、開園時間内で定めます。

延長保育について

- ・保護者の方の勤務時間及び通勤時間を考慮し、やむをえない事情により町長が保育時間外の保育が必要であると認められた児童を対象に、延長保育を行います。

P17 資料(2) 参照

	保育標準時間	保育短時間
平 日	18:16~19:00	7:15~7:59
		16:01~19:00
土 曜 日		16:01~18:15

*延長保育を利用された場合は、延長保育料を徴収させていただきます。

*幼稚園部については、基本的に延長保育はありません。

休日について

保育園部	日曜日 祝祭日 年末年始
幼稚園部	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始 4/1~4/5 7/22~8/28 12/25~1/7 3/26~3/31(予定)

※上記の休日に行事を行った場合は、月曜日が振り替え休日となります。

土曜日保育について

- ・すべての土曜日を『家庭ふれあいの日』とし、ご家族と一緒に過ごす日とさせていただきます。ただし、保護者の方の仕事やご家庭の状況に応じて申し出により保育を行います。

P15 資料(1) 参照

送迎について

- ・園を欠席する場合や登園が9時を過ぎるときは、前日または当日9時までに、保育システムに入力をしていただくか電話などで連絡をお願いします。9時までに連絡がない場合は園から電話での確認をさせていただきます。
- ・送迎は、保護者または祖父母など大人の方が、お子さんを職員の手元まで連れてきてください。
- ・感染症が流行している場合は拡大予防の観点から、入室制限を行う場合があります。
- ・送迎の方が、発熱、咳、下痢等の感染症症状がある場合は、玄関で対応をさせていただきますので、園に連絡をしていただくか玄関で職員に声をかけてください。

自動車で送迎される際のお願い

- ・園周辺の道路はとても狭くなっています。スピードを落としてください。駐車場内では徐行運転

をお願いします。

- バックで駐車をされるときは、思わぬところからお子さんが出てきたり、他の車に接触したりする危険性がありますので十分後方確認をお願いします。
- 自動車は、駐車場に止めて必ず鍵をかけてエンジンを止めてください。
- お子さんが車のドアを一人で開けて降りることは大変危険です。事故に巻き込まれたりドアが隣の車にぶつかって傷をつけたりしてしまう場合があります。必ず大人が開けて降りるようにしましょう。
- 駐車場内では、必ずお子さんの手をつないでください。子どもは、大人が考えない動きをしたり、背が低いため大人の視線から見えにくかったりする特徴があります。自動車の出入りが多い駐車場ですので、お子さんを守るため細心の注意をお願いします。
- 荷物が多い場合は、先にお子さんを園に預けてから、改めて荷物を取りに行ってください。その際に、門扉を忘れずに閉めてください。
- お子さんは、必ずチャイルドシートまたはジュニアシートに座らせましょう。
- 緑の門の外にあるスロープや駐車場で、お子さんを遊ばせながら、保護者の方同士でお話するのは危険です。門の内側でお話してください。
- 出入りの際は、お子さんの安全のため必ず門を閉めてください。 P 1 8 資料（3）参照

朝の挨拶及び登園後の過ごし方について

- 登園したら、玄関でお子様の健康状態をタブレットに入力してください。8:20に登園した場合は朝当番の職員に挨拶をしてからお部屋に入りましょう。アレルギーのお子さんもいますので、園内に食べ物を持ち込んだり、口の中に入れたりしたまま来ないようにしましょう。
- その日の詳しい体調や連絡事項などは、当番の職員にお知らせください。体温を計れなかった場合は、園で体温計を用意しておりますので、検温をしてください。
- お迎えの時間や、お迎えの方が、いつもの方と違う場合は、必ず職員にお知らせください。
- 集金袋や手紙などの提出物は、朝、当番の職員に渡してください。
- お子さんは、8時20分頃まで 3歳以上児はもも組、3歳未満児はりす組の部屋で 当番の職員と一緒に遊びます。荷物は、もも組がもも組前、さくら、ばら組はなかよし組前、ぱんだ、うさぎ組はりす、ひよこ組前に用意しているカバン掛けに掛けてください。りす、ひよこ組は各お子さんの部屋に行き、持ち物の始末をお願いします。8時30分を過ぎたら、各部屋で保育をしていますので、お部屋にお越しください。

帰りの挨拶及び降園前の過ごし方について

- 保育者に『さようなら』の挨拶をして帰るよう、お子さんと約束をしています。※16:00以降は青色のタスキをした保育者と挨拶をしてから帰ります。
- お子さんが室内で遊んでいる場合は、お部屋に入ってきてください。
- お迎えの方が、いつもと違う場合(連絡がない)や、未成年の方にはお子さんをお渡しすることができません。必要な場合は、保護者の方に電話で確認をする場合がありますがご了承ください。

登園の停止について

- お子さんが、感染症（風疹、みずぼうそう、インフルエンザ等）にかかった場合または、その疑いがある場合は登園を停止させていただきます。
- その場合は、P19 資料（4）のとおり、医師の意見書が必要な感染症、保護者の登園届が必要な感染症その他がありますので、感染症にかかった場合は必ず園にお知らせください。書類をお渡しします。※鏡野町のホームページからダウンロードできます。
- お子さんの体調が悪い時（発熱、下痢、嘔吐、咳、発疹等）の登園の判断については、P20 資料（5）を参考にしてください。
- 病児、病後児保育が行われている病院がありますので参考にしてください。
松尾小児科こどもデイケアルーム病児保育室『さくら』

園で体調不良になった場合について

- 発熱（37.6℃以上）や嘔吐、下痢（2回以上）など、園でお子さんの体調の変化が見られた場合は、緊急連絡先に連絡させていただきます。保護者の方の都合などで連絡が取りにくい場合は、登園時に必ず職員までお知らせください。

薬の服用について

- 園での薬の服用は原則として行わないことになっております。できるだけ、お医者さんと相談して、お家での服薬にご協力ください。
- 主治医と相談したうえで、やむを得ない理由により、園での服薬が必要な場合は玄関に置いてある『薬服用依頼連絡票』P28資料（10）に記入して、薬とともにナイロン袋（ナイロン袋はご家庭で用意をしてください。）に入れて登園時に朝の当番職員へお渡しください。
※鏡野町のホームページからダウンロードできます。
- 薬は、薬に名前を書き 1 回分のみ持ってきてください。水薬については、容器に 1 回分入れて持ってきてください。
- ひきつけ、アレルギー等緊急対応の薬や塗り薬などは別途対応します。職員とご相談ください。

健康診断について

- 園では、子ども達の健やかな成長のため学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて、嘱託医の先生による内科検診（5月、10月頃の年2回）歯科検診（年1回）、尿検査（年1回）を行っています。内科検診の結果は、出席ノートまたは連絡帳に記載し、歯科検診の結果については歯科検診票を配布しています。事前に園だより等でお知らせしますので、相談したいことがありましたら職員にお知らせください。

嘱託医	病院名	医師名	住 所	電話番号
内科	芳野病院	藤本宗平	吉原312	54-0312
歯科	椋代歯科医院	椋代達典	古川416-1	54-0045

身体計測について

- 毎月 身長と体重、年3回胸囲、0歳児は頭囲も計測しています。出席ノート又は連絡帳に結果を記載しますので確認をお願いします。

給食について

給食の方針	保育園の給食は、すべての活動の源になる大切なものと認識し、安心して口にできる、おいしい給食を目指しております。天然素材のだしを使い、薄味を基本として、食材本来の味を感じとれるよう、町内6園の栄養士・調理師が献立作成・調理方法等についての検討会を月に1回行っています。
アレルギーへの対応	医師による『保育園食物アレルギー意見・指示書』の提出。保護者・園長・担任・栄養士による面談を行い、除去食摂取指導票の指示に従い、代替食で対応します。誤配膳が発生しないように給食の提供の実施を行っています。
衛生管理等	給食担当者・調乳担当者は毎月1回微生物検査を行っています。(腸管出血性大腸菌・赤痢菌・サルモネラ属菌・腸チフス菌・パラチフス菌・ノロウイルス(ノロウイルスについては、10～3月に検査を行う)) 従事者等の衛生管理点検表・調理作業工程表・厨房内温度湿度記録表等の作成を行っています。 調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理の徹底を行っています。

・4,5歳児は登園後、給食後、おやつ後にキシリトールラムネを食べます。

栄養給与目標（給食、おやつでとりたい栄養量の目安）

	エネルギー kcal	蛋白質 g	脂質 g	カルシウム mg	鉄分 mg	ビタミンA μg	ビタミンB1 mg	ビタミンB2 mg	ビタミンC mg	食物繊維 mg	塩分 g
3歳未満児	460	19	13	180	1.5	140	0.2	0.3	16	4	1.4
3歳以上児	570	25	16	200	2	150	0.3	0.3	16	5	1.6

栄養給与率 3歳未満児：50% 3歳以上児：45%

非常災害時の対策・防犯対策

消防計画作成	(変更)届出書、津山圏域消防本部
防火管理者	園長
非常時の対応	別途に定める、消防計画により対応します。
防災設備	・自動火災報知設備：有 ・屋内消火栓設備：有 ・非常電源設備：有 ・防排煙制御整備：有 ・誘導灯設備：有 ・漏電火災警報器：有 ・誘導灯：有 ・カーテン等の防災性能：有
避難消火訓練	・火災及び地震を想定した避難及び消火訓練を月1回実施します。 ・水害を想定した避難訓練を年1回実施します。 ・消防士立会いのもと通報訓練、避難消火訓練を年1回実施。
避難場所	第1避難場所：芳野こども園 園庭 第2避難場所：芳野こども園 園舎西側 水害時：伊勢領山
防犯対策	・安全指導で、不審者対応の訓練を実施します。 ・登降園時以外の時間は、安全管理のため玄関等施錠しています。その他の時間の来園、登降園の際には玄関に設置しておりますインターホンをご利用ください。

災害発生時における臨時休園等について

- ・P21～22 資料（6）参照 警報等発表時の保育受入判断の目安をご覧ください。
- ・緊急連絡が生じた場合は、『マチコミメール』等で連絡しますのでご協力ください。

人権擁護、児童虐待防止のための措置

人権擁護、 児童虐待防止 のための措置	・職員会議の中で人権擁護、児童虐待防止の勉強会を責任者のもと実施しています。 ・利用児童の人権擁護及び虐待防止のために努力いたします。実際に虐待等で子どもの人権が阻害された事実やその恐れが予測される場合には、他の機関と連携して必要な対応を行います。
---------------------------	--

個人情報について

- ・園では、お子さんや保護者の方の写真や名前をクラス便り、園便り等の配布物、園内掲示・町広報誌『のびのびひろば』・公民館報・新聞・鏡野有線テレビ等で紹介しています。特定の個人を識別することができる情報ですので、掲載や放映を承諾できない保護者の方はお知らせください。
- ・個人情報の管理は鏡野町個人情報条例に基づいて管理します。

園の管理下における負傷について

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入していただいています。（P23～P25 資料（7）参照）園の管理下において児童が災害にあった場合は、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、あらかじめ保護者の皆様の同意のもと加入していただくようになっています。掛金は、鏡野町助成金と個人負担金で運営されます。個人負担金は240円です。（掛け金は用品購入の際にいただきます）

苦情申し出窓口の設置について

- ・園では、保育事業に関する意見や要望などの窓口を設置しています。苦情解決責任者は園長です。わからないことや、困ったことがありましたら、園にご相談ください。また、第三者委員を設置しております。詳細につきましては、年度初めに手紙を配布しますのでご確認ください。

入園後の家庭状況や勤務状況の変動について

- ・家庭状況や勤務状況に変動があった場合には、必ず園にお知らせください。支給認定変更届を記入し提出していただく必要があります。
 - 1) 住所や連絡先が変わった時
 - 2) 仕事の状況が変わった時（勤務先の変更、勤務時間の変更、退職、転職、就労活動、産休、育休など）
 - 3) 世帯人員が変わった時（妹、弟が生まれた時など）
 - 4) 姓が変わった時

退園について

- ・家庭で児童の保育が可能になったり、転居のため通園が困難になったりした場合等、保育園部は退園となりますので、園にお知らせください。
- ・年度途中で幼稚園部、保育園部が変更になる場合は、退園申出書、支給認定変更申請書、入園申込書等書類の提出が必要です。

一時預かり保育について

- 保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、疾病等による緊急時の保育需要に対応するため、一時預かり保育事業を実施しています。
こども園では、幼稚園部に在園している3歳以上の児童を対象に幼稚園型一時預かりを合わせて行っています。
- 幼稚園型一時預かりの保育時間は、午後1時30分～午後5時です。
保護者負担金は、500円です。
原則として週3回を限度とし、1カ月あたり12回以内とします。
幼稚園型の利用可能人数は1日6人以内です。
P26 資料(8) 参照
- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化事業が開始され、幼稚園部の預かり保育料も、保育の必要性がある方は、申請書を提出することにより、月額11,300円を上限として無償になります。詳しくは職員にお尋ねください。 P26 資料(9) 参照

保育料について

保育園部	- 令和元年10月より3歳児～5歳児の保育料は無償化されました。 0歳児～2歳児の保育料は保護者の前年度の所得状況により金額が決まります。月の初日に在籍していた場合は、欠席されても1ヶ月分の料金を徴収させていただきます。 - 納入方法は原則として口座振替です。 口座振替金融機関は、晴れの国岡山農業協同組合本支所、中国銀行本支店、津山信用金庫、ゆうちょ銀行中国5県内。 - 現金の支払いの場合は、各納入機関にて鏡野町保育料納入通知書兼領収書を持参のうえ、納入期限までにお支払いください。 納入機関：役場、各振興センター、晴れの国岡山農業協同組合、中国銀行、鳥取銀行、トマト銀行、津山信用金庫、PayPay ゆうちょ銀行中国5県内、コンビニエンスストアー
幼稚園部	令和元年10月より3歳児～5歳児の保育料は無償化されました。

保育給食費について

- 保育料の無償化に伴い、保育給食費については別途納入していただくことになりました。(現在保育料を口座振替されている方は、給食費をその口座から自動振り替えすることとなります。)
- 給食納付対象者

保育園部 3～5歳児(入園年度4月1日時点)	月額4,500円
幼稚園部	月額3,500円 但し、8月分は集金がありません。
- 新入児の方は別紙『給食納付に関わる同意書』の提出をお願いします。

※保育料・給食費に関する詳しいお問い合わせは、
子育て支援課54-2991までお願いします。

集金について

- ・2カ月に1回、絵本代（460円）、お米代（300円※3歳以上児）等を集金します。
金銭を徴収する場合は、集金袋をお渡しします。おつりがいらないように、2～3日以内に持参してください。

○写真販売について

- ・子ども達の園生活の時々を写真に撮り販売しています。2カ月に1回販売しておりますので購入希望の方は販売期間内にご注文をしていただくようお願い致します。

販売業者：リコー『そだちえ』

- ・新年度初めに『そだちえ』に登録をしていただきます。詳細は後日お知らせします。

○絵本の購入について

- ・教材の一つとして、毎月月刊絵本を利用しています。年間を通して各年齢に合った絵本を購入させていただきます。その他の推薦する絵本につきましては自由購入です。ご家庭でも読み聞かせをしていただき、親子で絵本に親しむ時間を持っていただけたらと思います。

月刊購読絵本（一斉購読絵本）1ヶ月分

組	絵 本 名	単 価
ばら組 (5歳児)	こどものとも	460円
さくら組 (4歳児)	こどものとも年中版	460円
もも組 (3歳児)	ちいさなかがくのとも	460円
ぱんだ組・うさぎ組 (2歳児)	こどものとも 年少版	460円
りす組 (1歳児)	こどものとも0・1・2	460円
ひよこ組 (0歳児)	こどものとも0・1・2	460円

*0, 1歳のごきょうだいで同じ絵本を取る場合は、1歳児の絵本を変更させていただきます。

○教材費について

- ・新年度用品を購入時に教材費を預からせていただいています。年度末に会計報告をさせていただきます。

○その他の集金

- ・遠足や交流会等で利用するバス代、卒園遠足代、観劇代、卒園写真代などは実費を集金します。

服装、持ち物について

- ・すべての持ち物、衣服には名前を書いてください。
- ・3歳以上児はトレーニングウェアを着用してください。
夏季は暑いので、上着が私服のTシャツになります。
- ・スモック（制服）は調節着として着用します。（4.5歳時）
- ・3歳以上児は、ハンカチ、ティッシュを必ずポケットに入れて持たせてください。
ティッシュはティッシュケースに入れてください。
- ・3歳以上児は、帽子をかぶりカバン、水筒を自分で持って登園しましょう。
- ・お子さんに、おもちゃ類、菓子類、危険物などは持たせないでください。
- ・間違って園の玩具等を持ち帰った場合は、速やかにお返しく下さい。

誕生ブックについて

- ・誕生月のお子様は、その月の初めに担任が誕生ブックを配りますので、必要な事柄を記入し、写真を貼って園に持ってきてください。

絵本の貸し出しについて

- ・子どもたちは、“今、一番読んでもらいたい絵本”を多くの絵本の中から1冊選び持って帰ります。お忙しいことと思いますが、どうかお子さんとのふれあいの時間を大切にしてください。
- ・絵本は、毎週木曜日が貸出日、月曜日が返却日になります。
- ・絵本を返していない場合や通園バックを持って来ていない場合は、絵本を借りることが出来ませんのでご注意ください。
- ・絵本は大切に扱ってください。紛失、汚れ、破損などがある場合は、弁償していただくこともありますのであらかじめご了承ください。

入園の心得とお願い

- ・園行事等は、園だよりや文書でお知らせいたします。配布物は読み落としのないように気を付けてください。（カバンの中を毎日確認してください。）
- ・緊急の連絡や、降園後にお知らせしなければいけないことがある場合『マチコミメール』等でお知らせします。メールの確認をお願いします。
- ・玄関にお知らせや園での生活等を掲示しますので、毎日確認してください。
- ・連絡帳は3歳未満児のみ使用させていただきます。1日の様子を担任が記録しますので、必ず目を通していただき、家庭での様子を書いてください。なお複写式になっておりますので1部はお子様の園生活の記録として園で管理します。連絡帳代は園で負担します。また、3歳以上で連絡帳をご希望の方は、対応させていただきます。
- ・お子さんの様子で気になること、尋ねたいことは、送迎時を利用し、短時間でお話してください。なお、相談したいことがありましたら、時間を作りますのでその都度お知らせください。

健康な園生活を送るために

1. 生活リズムを整えましょう。
 - ・早寝早起きの生活習慣をつけましょう。夜は8時～9時までには寝かせましょう。
朝は6時～7時までには起こしましょう。（1～2歳児は11～13時間、2～6歳児は10～12時間、午睡を含む）
 - ・朝ごはんはしっかり食べましょう。ご飯とみそ汁おかずが理想の食事です。
 - ・排便が、朝できるようにトイレに座る習慣をつけましょう。
2. 身の回りを清潔にしましょう
 - ・朝起きたら顔を洗いましょう。（0、1歳児は顔を拭いてあげましょう。）
 - ・手洗い、うがいの習慣をつけましょう。・毎日入浴し、体を清潔にしましょう。
 - ・爪を切りましょう。（週に1～2回 曜日を決めて切りましょう。）
 - ・歯磨きの習慣をつけましょう。（晩ごはんの後は仕上げ磨きをしましょう）
3. 活動のしやすい服装で登園しましょう。
 - ・フードのついた服は、遊具に引っかかり危険なので防寒着以外では着用しないでください。
 - ・体のサイズに合った服や、靴を着用しましょう。
4. 入園した喜びを大切にしましょう。
 - ・新しい場所、新しい友達との生活はかなり疲れます。帰宅後はゆっくり休ませてあげましょう。
体が疲れると、抵抗力も落ち病気にかかりやすくなります。
 - ・「〇〇していたら、先生に怒られるよ。」ではなく「〇〇したら、きっと先生もほめてくれるよ。」と園に来ることが楽しみにできたり、安心して過ごせたりするようにしましょう。
 - ・「今日は、〇〇したのね。楽しかった？」「今日のおやつは何だったの？」と聞いたり、「お母さんは、今日〇〇だったんだよ。」とおうちでの出来事を伝えたりして、親子の会話を楽しみましょう。ぎゅっと抱きしめて、『大好きだよ』という気持ちを伝えてあげましょう。

【資料（１）】

令和7年2月21日

鏡野町立保育園・こども園

保護者 様

鏡野町子育て支援課長

「家庭ふれあいの日」の実施について

平素より、鏡野町立保育園・こども園の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

鏡野町立保育園・こども園では毎週土曜日を「家庭ふれあいの日」として、可能な限りご家族と一緒に過ごしていただいています。そして、週末の家族とのふれあいの時間は、子ども達の「元気のもと」「がんばる力」となり、月曜日から園でいきいきと過ごすことに繋がっていると感じているところです。

さて、令和7年度の家庭ふれあいの日における保育(土曜日保育)につきましては、職員確保等の事情により、次のように実施することとなりました。保護者の皆様には、ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【土曜日保育の利用ができる児童】

- ・ 家族の仕事のため保育が必要な児童
- ・ 家族が看護や介護などを行うため保育が必要な児童
- ・ 家庭の事情、その他の理由により保育が必要な児童

【土曜日保育を利用するには】

- ① 利用登録のため、『土曜日保育申出書』を 3月14日(金)までに、ご利用の保育園・こども園に提出してください。
- ②登録後、利用したい週の木曜日の正午までに『土曜保育申出書』(A5 サイズ)を提出してください。

【昼食について】

○副食(おかず)入りお弁当持参をお願いします。

土曜日保育の利用についてお知らせとお願い

毎週土曜日は、「家庭ふれあいの日※」とし可能な限り家族と一緒に過ごしていただき、お仕事や家庭の都合で保育を必要とされる方を対象として利用していただいています。

出欠の手続きを明確にするためにも、『土曜保育申出書』（3月に提出いただいた『土曜日保育申出書』とは別です）を利用する週に提出していただいています。お手順をおかけいたしますがご理解ご協力をお願いいたします。

つきましては、下記を参考にご利用ください。

記

○利用申出書が置いてある場所 玄関左側

○提出時期 利用する週の月曜日から木曜日午前中までに提出してください。

○その他

- ・手続き上、電話や口頭での申し込みはお受けできません。申出書は必ず保護者の方が、職員へ手渡してください。
- ・数週間まとめた提出は、お受けできません。毎週期限内に提出をお願いします。
- ・キャンセル等変更があった場合は、口頭又は電話でお知らせください。

(記入例)		提出日 R7年 4月 9日 水曜日	
土曜保育申出書		受取日	確認者
利用日 4月 12日 土曜日			
くみ ひよこ		名前 芳野花子	
くみ		名前	
くみ		名前	
【登園時間】	8時 分	送迎者：	母
【降園時間】	17時 分	送迎者：	母
【理由】 ☐ に ☒ を記入し必要事項を記入してください。		緊急連絡先（勤務先、保護者名等）	
☒ 父親仕事の為 ☒ 母親仕事の為		①0868-54-0411	
☐ その他		(芳野工芸 : 芳野照子)	
()		②0868-54-2222	
		(芳野銀行 : 芳野正志)	

(記入について)

○土曜日保育は、クラス単位ではなく交流保育を行うことが多いので、お子様が安心して過ごせる保育を行うためにも、項目全てに記入をお願いします。

○緊急連絡先は、その日に連絡が取れるところを記入してください。

会社等の場合は、呼び出しをしていただきますので勤務されている保護者のお名前をお書きください。携帯番号は、電話に出られる方を記入してください。

【資料（２）】

延長保育について

1. 利用について

- 保護者の勤務時間を考慮し、やむを得ない事情により、町長がその保育時間を延長する必要があると認めた児童を対象に延長保育を実施します。

2. 利用時間について

	保育標準時間	保育短時間
平 日	18：15～19：00	7：15～8：00
		16：00～19：00
土 曜 日		16：00～18：15

3. 利用料について

○保育標準時間の場合は、19時までを200円とします。

○保育短時間の場合は、8時までを200円とし、16時以降は、1時間ごとに200円です。

- 保育標準時間の場合は、ひと月の利用金額の合計が3,000円を超えるときは、月額3,000円とします。
- 保育短時間の場合は、利用金額を徴収金額とします。（減免規定はありません。）
- 登降園システムで登園時間、降園時間、利用時間の管理を同時に行います。必ず登園・降園の際にはシステムにQRコードを読ませて操作を行ってください。
- 月末にしめ、納付書を添えて翌月請求します。代金は園に持ってきてください。
- 延長保育は、申し込みをされていなくても、保育標準時間では、平日に18時16分以降、園にいた場合、保育短時間では、7時59分以前及び16時1分以後、園にいた場合に、200円または該当の料金を徴収します。（申し込みは必ず行ってください。やむを得ない場合として延長保育料を徴収します。）

3. 延長保育の申し込み手続きについて

- 延長保育を利用することにあたっては、原則として事前に申し込みが必要です。
- 『延長保育申込書』の必要事項を記入し、こども園に提出してください。
- 利用申し込みは、年度内有効です。
- 年度が変わり継続して利用される場合は、再度『延長保育申込書』に必要事項を記入し、園に提出をしてください。
- 急に延長保育が必要になった場合は、申込書を提出されていなくても保育は行いますが、事前に連絡をしてください。

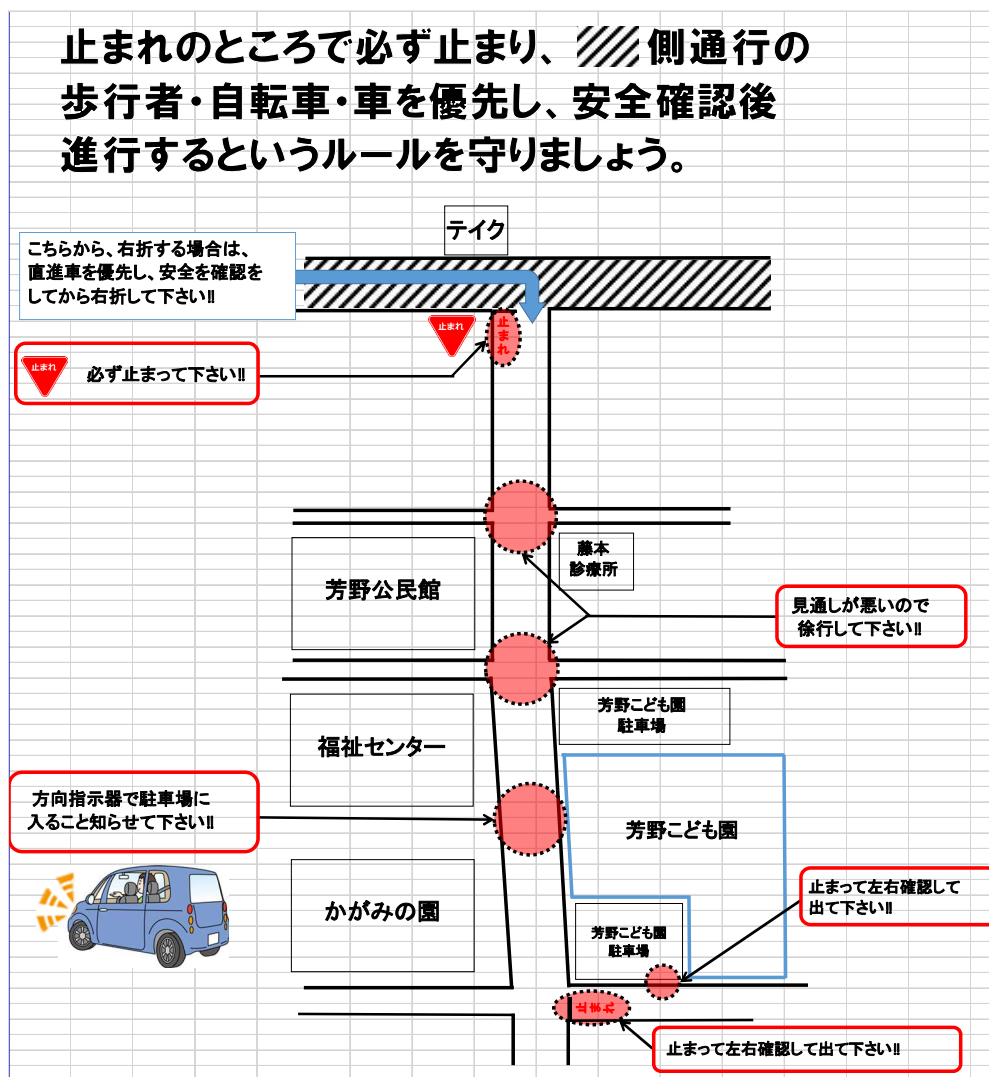
4. 延長保育利用申し込みについて

- 『延長保育利用予定表』（利用申し込みをされた方には、20日前後に配布）を毎月提出してください。予定が立たない場合は、利用日がわかり次第、事前にお知らせください。
- 利用日には、登園時に職員に連絡をしてください。
- 利用日を取り消す場合
保育標準時間・・・15時までに、取消の連絡を入れてください。
保育短時間・・・朝の場合は利用日前日、午後の場合は15時までに、取消の連絡をいれてください。
- やむをえず利用申込をする場合
時間は取消時間と同様です。申込の連絡を入れてください。

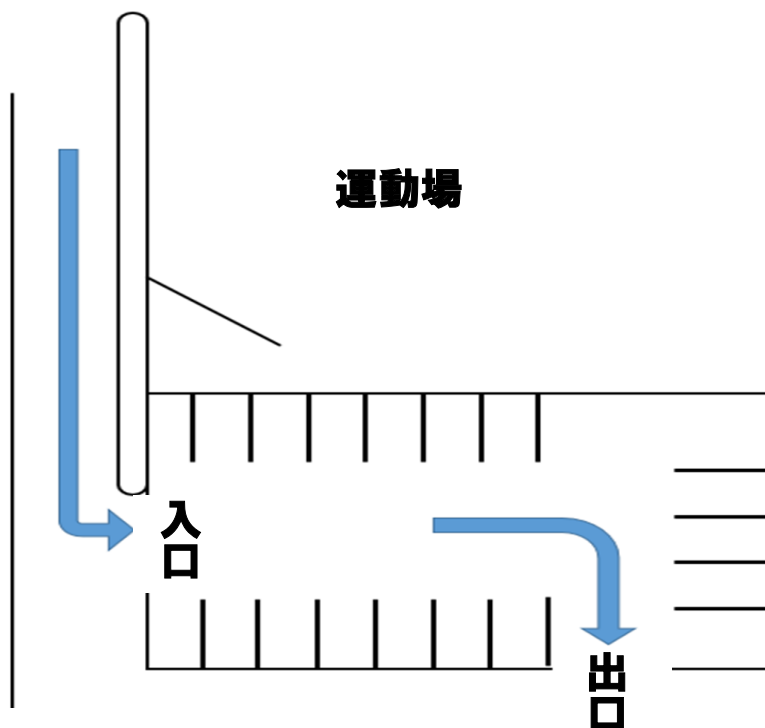
6. 保育について

- 登園時に申し込みをし、15時までに変更がない場合、または、15時までに申し込みをされたお子さんについては、18時16分から簡単なおやつを食べてお迎えを待ちます。

【資料（3）】園周辺の道路通行上のお願い



駐車場内のおとり方【駐車場は一方通行です。】



【資料（４）】 主な感染症

○医師が記入する意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症１日前から発しん出現後の４日後まで	解熱後３日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症２４時間から発症後３日程度までが最も感染力が強い）	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過していること（乳幼児にあっては、３日を経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後５日間	発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過すること
風しん	発しん出現の７日前から７日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現１～２日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症３日前から耳下腺腫脹後４日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること（無症状の場合、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間	抗菌薬内服後２４～４８時間を経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の１週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に１か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化してから
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている

○その他

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
伝染性膿痂疹（とびひ）	湿潤な病巣がある間	湿潤な病巣が露出しない
伝染性軟属腫（水いぼ）	いぼより浸出液が出ている間	浸出液が出ているいぼを覆って
アタマジラミ	シラミが付着している間	駆除対策を開始して

【資料（５）】 子どもの病気（登園の判断の参考にしてください）

	登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
発熱の時	* 発熱期間と同日の回復期間が必要 ・朝から37.5℃を超えた熱とともに 元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食・水分が摂れていない ・24時間以内に解熱剤を使用している ・24時間以内に38℃以上の熱が出ていた * 1歳以下の乳児の場合(上記にプラスして) ・平熱より1℃以上高いとき (38℃以上あるとき)	* 前日38℃を超える熱がでていない ・熱が37.5℃以下で 元気があり機嫌がよい 顔色がよい ・食事や水分が摂れている ・発熱を伴う発しんが出ていない ・排尿の回数が減っていない ・咳や鼻水を認めるが増悪していない ・24時間以内に解熱剤を使っていない ・24時間以内に38℃以上の熱はでていない
下痢の時	・24時間以内に2回以上の水様便がある ・食事や水分を摂ると下痢がある (1日に4回以上の下痢) ・下痢に伴い、体温がいつもより高めである ・朝、排尿がない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪くぐったりしている	・感染のおそれがないと診断されたとき ・24時間以内に2回以上の水様便がない ・食事、水分を摂っても下痢がない ・発熱が伴わない ・排尿がある
嘔吐の時	・24時間以内に2回以上の嘔吐がある ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである ・食欲がなく、水分もほしがらない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪くぐったりしている	・感染のおそれがないと診断されたとき ・24時間以内に2回以上の嘔吐がない ・発熱がみられない ・水分摂取ができ食欲がある ・機嫌がよく元気である ・顔色が良い
咳の時	* 前日に発熱がなくても ・夜間しばしば咳のために起きる ・喘鳴や呼吸困難がある ・呼吸が速い ・37.5℃以上の熱を伴っている ・元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食・水分が摂れない ・少し動いただけで咳がでる	* 前日38℃を超える熱はでていない ・喘鳴や呼吸困難がない ・続く咳がない ・呼吸が速くない ・37.5℃以上の熱を伴っていない ・機嫌がよく、元気がある ・朝食や水分が摂れている
発しんの時	・発熱とともに発しんのあるとき ・今までになかった発しんが出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき ・口内炎のため食事や水分が摂れないとき ・とびひ 顔等で患部を覆えないとき 浸出液が多く他児への感染のおそれがあるとき かゆみが強く手で患部を掻いてしまうとき	・受診の結果、感染のおそれがないと診断されたとき

【資料（6）】

町立保育園・認定こども園 警報等発表時の保育受入判断の目安

鏡野町役場子育て支援課

令和3年10月 改正

令和4年 4月 改正

I 臨時休園・緊急引き渡しとなる目安

- ①岡山県北部、津山地域及び鏡野町に大雨（土砂災害、浸水）、洪水、暴風、暴風雪、大雪の警報・特別警報が発表されたとき。
- ②鏡野町に避難に関する情報、警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発表されたとき。（対象区域内に施設がある場合に限る）
- ③地震が発生し、安全に保育等が実施できないと判断された場合。
- ④その他、町長が臨時休園と判断したとき。

II 臨時休園・緊急引き渡しの決定等

園長は近隣小学校の判断に準じ、子育て支援課と協議のうえ臨時休園及び緊急引き渡しを決定し、連絡網等により保護者へ早急なお迎えの連絡を行います。

I ①、②に該当

I 警報・特別警報発表時

避難に関する情報発表時（対象区域内に施設がある場合に限る）

（I）「警報」又は「レベル3（高齢者等避難）」発表の場合

発表時	保育園・こども園保育園部	こども園幼稚園部・一時預かり
午前6時の時点	○ <u>平常どおり開園する</u> ○保護者に可能な限り登園自粛を依頼する	○ <u>臨時休園とする</u> ○近隣小学校判断に準じて臨時休園を決定する
開園中に発表	○ <u>平常どおり保育をする</u> ○可能な限り保護者へ早急なお迎えの連絡をする ○近隣小学校判断に準じて保育継続の可否を決定する	○ <u>保育を中止する</u> ○緊急引き渡しを決定し、保護者へ早急なお迎えの連絡をする ○近隣小学校判断に準じて保育中止の可否を決定する

(2) 「特別警報」又は「警戒レベル4(避難指示)以上」が発表の場合

発表時	保育園・こども園保育園部	こども園幼稚園部・一時預かり
午前6時の時点	○臨時休園とする ○非常時保育のみ実施する	○臨時休園とする
開園中に発表	○保育を中止する ○非常時保育のみ実施する ○緊急引き渡しを決定し、保護者へ早急なお迎えの連絡をする	○保育を中止する ○緊急引き渡しを決定し、保護者へ早急なお迎えの連絡をする

【非常時保育の要件】

- ・児童を保護する者が他になく、保護できないやむを得ない事情（発表時に災害対応、ライフラインの維持に係る仕事に従事しなければならない等）があること。
- ・保護者より非常時保育の申し出があること。

I ③に該当

2 地震発生時（概ね震度4以上の場合）

○開園前の場合

地震や余震が続く、危険な状況にある場合は臨時休園とする。

なお、施設の点検や近隣の道路、河川、家屋等の被害状況により判断し、午前8時までの時点で安全な状況が確認できれば通常の保育を行う。

○開園中の場合

被害や余震等の状況により危険と判断された場合は、児童の安全確保と避難を行うとともに、緊急引き渡しを決定し保護者へ早急なお迎えの連絡をする。

なお、状況判断により安全が確認できれば通常の保育を継続する。

I ④該当

3 その他

2 地震発生時に準じる

【資料（7）】

保護者の皆さまへ

子育て支援課

保育園・こども園管理下における負傷等の医療費は「子ども医療費公費負担制度」は利用できません。

医療費は、日本スポーツ振興センター災害共済で！

万が一、保育園・こども園管理下において負傷等をおって病院等を受診する時は、保育園長、こども園長にご連絡ください。

園でのケガ等で病院を受診した場合は、「子ども医療費受給資格者証」を利用せず、医療機関の窓口でいったん請求される医療費の自己負担分をお支払いください。

後日、園を通じて手続きを行うことで、災害共済金（医療保険並びに療養に要する費用の 4/10）が支給されます。

初診から治癒までの医療費に自己負担金＋薬代が

1, 500円以上・・・日本スポーツ振興センター災害共済金の対象

※ただし、保険外診療の費用は対象になりませんのでご注意ください。

（時間外診療、救急外来費用、整骨院などでの治療用品などは保護者の自己負担）

1, 500円未満・・・保険証＋子ども医療費受給資格者証を提示してください。（自己負担なし）

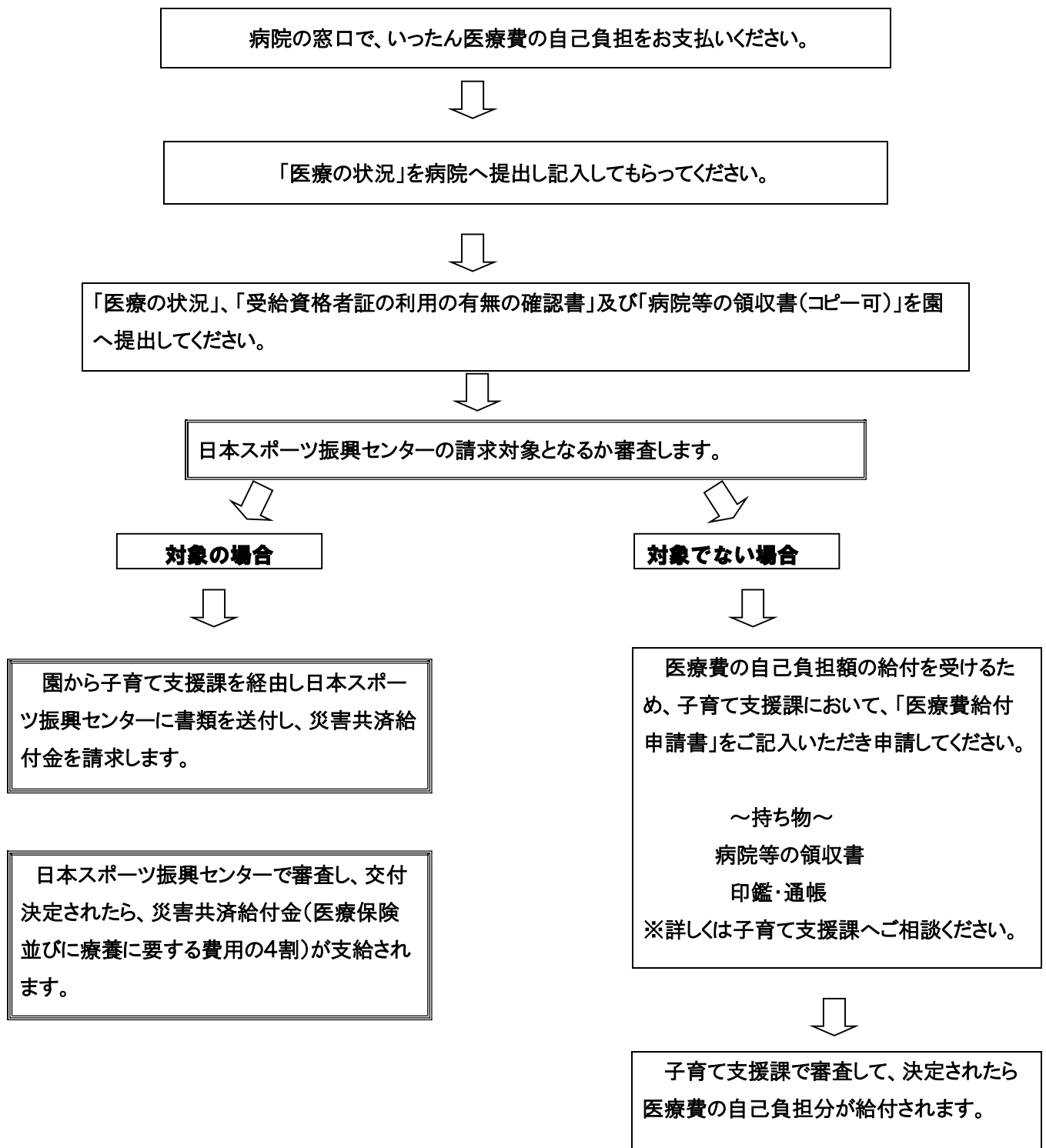
※医療費の自己負担を支払ったが、日本スポーツ振興センターの災害給付が認められなかった場合でも、病院等の領収書、印鑑、通帳をもって子育て支援課で手続きすると医療費の自己負担が還付されます。

※ただし、保険外診療の費用は給付になりませんのでご注意ください。

（時間外診療、救急外来費用、整骨院などでの治療用品などは保護者の自己負担）

ご不明な点がありましたら、園又は子育て支援課（54－2991）までご相談ください

保育園・こども園管理下においてケガ等をして病院で受診した場合のフォロー図



注1: 園管理下のけがの診療で、初診から治癒までの間の医療費の総額が5,000円未満(1,500円未満の支払い)の場合は、子育て支援課において「医療費給付申請書」により自己負担分が給付されます。

注2: 保険外診療の費用は、対象になりません。

(時間外診療などの救急外来費用・整骨院などでの治療用品などは保護者の自己負担)

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

子育て支援課

ご入園おめでとうございます。

鏡野町では鏡野町立保育園・こども園に在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、保育園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、園長へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額 ※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病)	
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円〔通学(園)中の場合も同額〕

- なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。
- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
(保育所等における保育中を含む。)

④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合

⑤ 寄宿舍にあるとき 等
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- 給付に関する注意事項
- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。

② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。

③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。

④ 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。

⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。

⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。
- *これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 共済掛金(年額) ※負担金額は年額です。
保護者等負担額 240 円(鏡野町負担額 125 円) ※負担金は用品販売時にいただきます。

(き り と り)

同 意 書

鏡野町長 殿

園 名 _____

組 園児氏名 _____

貴町が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、上記園児が加入することに同意します。

年 月 日 保護者又は後見人氏名 _____

*本人が手書きをしない場合は、記名押印してください。

【資料8】

一時預かり保育をご利用の保護者様へ

○一時預かり保育の対象児童

対象年齢：1歳以上で小学校就学前までの児童

ア	対象児童の保護者の就労、職業訓練、就学その他の理由により、家庭保育が困難となる場合
イ	対象児童の保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護及び冠婚葬祭その他やむを得ない事由により緊急、又は一時的に家庭保育が困難となる場合
ウ	対象児童の保護者の育児疲れの解消、その他の事由により、一時的に保育が困難となる場合
幼稚園型 一時預かり	利用しているこども園幼稚園部に在籍している満3歳児以上の児童

※但し ・原則として週3回を限度として、1ヵ月あたり12回以内とします。

- ・他の保育園、幼稚園、こども園に在籍している場合は利用できません。
- ・感染症疾患等の病気の時には利用できません。

○利用時間及び負担額

利用区分	保育時間	保護者負担金	
		町内に住所を有する者	町外に住所を有する者
1日利用	午前8時30分～午後5時	1,800円	3,000円
半日利用（午前）	午前8時30分～午後1時	1,000円	1,800円
半日利用（午後）	午後1時～午後5時	800円	1,200円
幼稚園型 一時預かり	午後1時30分～午後5時	500円	

*利用される日の登園時に利用者負担額を、つり銭がいらないようにお持ちください

○利用できる日時

開園日および開園時間内

○利用申込書提出期限

利用できる児童	利用申込期限
ア、の場合	利用希望日の7日前まで
イ、の場合	利用希望日の1日前まで
ウ、の場合	利用希望日の2日前まで
幼稚園型 一時預かり	利用希望日の2日前まで

*緊急時の場合は前日予約が可能です。

○利用可能人数

一般型（ア、イ、ウ、に該当）は、1日6人以内
幼稚園型は、1日6人以内

○保育が不要になった場合

*利用の取り消しは前日の午後5時までに連絡をお願いします。

○持ってくる物

- ・着替え一式【服上下・下着・靴下（必要と思われる枚数）】
- ・帽子
- ・ハンカチ、ティッシュ
- ・おむつとおむつかバー（1日分）、おしりふき
- ・紙おむつの場合は1日7～8枚（記名）
- ・大きく名前を書いたスーパーの袋を3～4枚
- ・昼寝用布団
- ・夏季は、水遊びができる準備
- ・手拭きタオル（引っ掛け紐のついたもの）
- ・ハブラシ、ハブラシケース
- ・箸またはスプーン、フォーク
- ・O、1歳児は食事用のエプロン2枚
- ・上履きシューズ
- ・水筒

（水着、タオル、汚れてもよいTシャツを水着用の袋に入れてください）

※必ず全ての持ち物（小さいものも）に、名前を書いておいて下さい。

※その他、気になることや心配なことがありましたら、遠慮なくご相談ください。

【資料（９）】 幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付認定申請書の提出について

平素より鏡野町の保育・教育行政にご協力いただき、ありがとうございます。
幼児教育・保育の無償化事業の開始に伴い、幼稚園、認定こども園幼稚園部の預かりの保育料も無償化の対象となりました。

預かりを利用される方は、以下の手続きをさせていただきますようお願いします。

○対象となる方

- ・ 鏡野町在住で、郷幼稚園、芳野こども園幼稚園部、かがみの中央こども園幼稚園部に在園している
３歳児以上の幼児で預かりを利用する方で保育の必要性がある方

○ 無償化となる金額

（預かり保育料） 月額１１，３００円を上限として無償

○提出書類

- ・ 子育てのための施設等利用給付認定申請書（第１９号）
預かり保育を利用かつ仕事等で※保育の必要性がある方

※保育の必要性があることの認定が必要です(就労など)保育の必要性については、下記をご覧ください。

- ・ 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）

○ 提出先

- ・ 利用している幼稚園、認定こども園もしくは、鏡野町子育て支援課

○ 提出期限 利用前月の 20 日まで

○ 提出した書類に不備があった場合

- ・ 子育て支援課から直接連絡をさせていただきます。

○ 認定通知

- ・ 認定通知につきましては、子育て支援課から郵送でお知らせします。

○ 保育の必要性に変更があった場合の留意点

- ・ 必ず子育て支援課へお知らせください。理由によっては、預かり保育の無償化の対象とならない場合があります。

● 保育の必要性がある方とは、保護者の方が次の要件に該当する場合です。

- ① １ヶ月に４８時間以上労働することを常態としていること。
- ② 妊娠中、または出産後間がないこと。
※ 認定期間は、予定日の前８週の属する月の初日から出産後８週の属する月の末日まで。
- ③ 疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑥ 就学していること。（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- ⑦ 求職活動（起業準備を含む）であること。
※ 認定期間は、認定開始日から９０日目の属する月の末日まで。
- ⑧ 虐待やＤＶの恐れがあると認められること。
- ⑨ 育児休業中（父または母の育児休業開始日に、すでに在籍している児童であること。）
※ 認定期間は、育児休業対象児が１歳６ヶ月になる年度末まで。
- ⑩ その他鏡野町が認める事由に該当するもの。

※ 日常の家事・育児は保育の利用を必要とする要件にはなりません。

【資料(10)】

薬服用依頼連絡票

(保護者記載用) 年 月 日 記入

※薬は、その日服用する分のみを薬服用依頼連絡票とともにナイロン袋に入れて、登園時に職員へお渡しください。

依頼先	鏡野町立 園 宛			
依頼者	保護者氏名 連絡先Tel 本人が手書きしない場合は、押印してください。 園児氏名 (男・女) 歳 カ月			
病 名 (又は症状)				
主治医	【病院名】 【Tel】 【医師名】 先生			
(該当するものに○、または明記) ※薬本体とナイロン袋に名前を記入してください。 (1) 持参した薬は 月 日に処方された 日分のうちの本日分 (2) 園での服用を依頼したい期間 月 日 ~ 月 日 (3) 薬の内容 抗生物質・喘息・整腸剤・かぜ薬・鼻炎・アレルギー薬・痛み止め 抗けいれん薬 (坐薬)・点眼薬・その他 () (4) 薬の種類と服用方法				
薬の種類	分量	服用する時間		服用・使用 方法
粉 薬	1 回 包	食前・食後・食間 (時頃)		
錠 剤	1 回 錠	食前・食後・食間 (時頃)		
水 薬	1 回 ml	食前・食後・食間 (時頃)		
坐 薬	1 回 個			
外用薬	使用回数	使用する時間	使用部位	使用方法
塗り薬	1 日 回			
点眼薬	1 日 回		両目・ 右目・左目	
その他	分量	どんな時に使用するか		使用方法
(5) 保管は 常温・冷蔵庫・その他 () (6) その他の注意事項 () (7) 薬剤情報提供書 (あり・なし) ※薬を長期間園に預ける場合は提出してください。				

園 記 載					
1 日目投与者サイン	投与時刻	月	日	午前・午後	時 分
2 日目投与者サイン	投与時刻	月	日	午前・午後	時 分
3 日目投与者サイン	投与時刻	月	日	午前・午後	時 分
4 日目投与者サイン	投与時刻	月	日	午前・午後	時 分
5 日目投与者サイン	投与時刻	月	日	午前・午後	時 分
実施状況など					

※用紙は園で保管する為、投薬最終日または 5 日目の投薬日に返却してください。

